主 文

本件参加の申出を却下する。

参加に関する費用は参加人の負担とする。

理 由

職権をもつて調査するに、参加人が当裁判所に提出した書面によれば、参加人は、 当裁判所に係属する昭和四二年(オ)第一三九八号家屋退去請求事件について民訴 法七一条による参加の申出をしたものと解する外はない。しかし、当裁判所は、上 告審であつて、事実審ではないから、参加人の請求の当否について判断し、右係属 中の事件と矛盾のない判決をすることはできない。されば、上告審である当裁判所 に対し同条による本件参加の申出をすることは許されないから、本件参加の申出は、 不適法として却下を免れない。

よつて、民訴法二〇二条、九四条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、 主文のとおり判決する。

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	飯	村	義	美
裁判官	田	中	=	郎
裁判官	下	村	Ξ	郎
裁判官	松	本	正	太 隹
裁判官	関	根	小	郷